

令和4年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会
定例会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

令和4年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

令和4年2月22日(火) 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号を上程
(管理者提案理由の説明)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号 令和4年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番	馬場	浩	議員	2番	小玉	智和	議員
3番	矢沢	明伸	議員	4番	五十嵐	芳道	議員
5番	星	昌彦	議員	6番	室井	英雄	議員
7番	酒井	正吉郎	議員	8番	丸山	陽子	議員
9番	湯田	純朗	議員	10番	高野	精一	議員
11番	室井	嘉吉	議員	12番	大塚	純一郎	議員
13番	佐藤	盛雄	議員				

欠席議員(なし)

説明のための出席者

渡部 勇夫	管理者	星 學	副管理者
大宅 宗吉	副管理者		
渡部 さつき	会計管理者	阿久津 正治	事務局長 兼環境衛生課長
阿部 妙子	総務課長	若杉 浩	環境衛生課長補佐 兼西部衛生係長兼 環境行政・衛生担当
栗橋 和彦	環境衛生課長補佐 兼東部環境係長 兼西部環境係長		

事務局職員出席者

室井 順之	総務係長 兼財政係長	大塚 晃司	総務課主査
-------	---------------	-------	-------

開会 午前10時00分

◇

◎開会の宣告

○佐藤 盛雄議長 おはようございます。

ただいまから令和4年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会します。

◇

◎開議の宣告

○佐藤 盛雄議長 これから本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○佐藤 盛雄議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで議長から申し上げます。これから議題となっております議案等の審議については会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 盛雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、1番、馬場浩君、9番、湯田純朗君を指名します。

◎会期の決定について

○佐藤 盛雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りの1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。



◎議案第1号を上程

○佐藤 盛雄議長 日程第3、議案第1号を上程します。

管理者より提出理由の説明を求めます。

管理者、渡部勇夫君。渡部勇夫君。

○渡部 勇夫管理者 改めまして、おはようございます。

それでは、令和4年第1回、南会津地方環境衛生組合議会定例会にあたりまして、提案理由を申し述べます。

本日ここに、令和4年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、当組合も統合より10年が経過しようとしておりますが、環境衛生業務に関しましては、現在順調に運営がされているところであります。

また、これからも地域住民の生活環境の向上のため、事業活動が円滑に推進するよう努力してまいり所存でありますので、議員の皆様方からの御指導、御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第1号、令和4年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算について、御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額はそれぞれ、10億5,335万5,000円とし、前年度の当初予算に比較しまして、5,910万3,000円の増であります。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、9億8,271万4,000円で、前年度当初予算に比較して、9,223万3,000円の増であります。

なお、その内容といたしましては、組合負担金と西部旧焼却炉撤去負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、5,554万4,000円で、前年度に比較して、212万6,000円の減であります。

なお、その主な内容は、斎場使用料で28万円の減額、収集運搬許可手数料で、5万1,000円の増額、し尿処理手数料で25万2,000円の減額、ごみ処理手数料で、164万5,000円の減額となっております。

次に、財産収入は、1万1,000円で財政調整基金の利息分であります。

次に、繰越金につきましては、1,301万9,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、206万7,000円で、歳計現金運用利子を2,000円見込み、雑入では206万5,000円を見込み計上した結果、前年度に比較して、70万2,000円の減であります。

よって、歳入合計は、10億5,335万5,000円で、前年度に比較して、5,910万3,000円の増であります。

続いて、歳出についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、49万8,000円で前年度に比較して5,000円の増であります。

次に、総務費は、1億5,911万1,000円で、前年度に比較して、7,253万8,000円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、一般管理費及び財政管理費で375万8,000円の減、新たに科目を設けました、西部旧焼却炉撤去費7,629万6,000円であります。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、8億8,374万6,000円で、前年度に比較して、1,344万円の減であります。

その主な内容としましては、まず、保健衛生費で247万8,000円の増、清掃費で1,591万8,000円の減額分であります。

次に、予備費は前年同様、1,000万円を計上いたしました。

よって、歳出合計は、10億5,335万5,000円で、前年度に比較して、5,910万3,000円の増であります。

なお、構成町が厳しい財政状況ではありますが、令和4年度の当初予算の主な事業といたしましては、財政管理費で、東部衛生センター管理棟解体工事。西部旧焼却炉撤去費で、西部ク

リーンセンター旧焼却炉解体工事。斎場費で、東部、西部両斎場のコンデンサ絶縁油PCB分析。
し尿処理費では、西部衛生センター制御システム更新工事を行うものであります。

また、ごみ処理費では、南会津地域循環型社会形成推進地域計画策定業務、東部クリーンセンター長寿命化総合計画作成業務を委託するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○佐藤 盛雄議長 これにて提案理由の説明を終わります。



◎一般質問

○佐藤 盛雄議長 日程第4、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含めて30分に制限することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含めて30分に制限することに決定しました。

質問にあたりましては、議席からの発言で、簡潔、明瞭をお願いいたします。

通告による一般質問の発言を許します。

それでは、1番馬場浩君の発言を許します。

はい。馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 一般質問の前に、議長の名前が間違っしまい大変失礼いたしました。

それでは、一般質問をさせていただきます。

先ほど、管理者の只見町長からも説明がありましたが、西部クリーンセンターごみ焼却施設が撤去という説明がありました。前回の定例会で私の統合、西部、東部との焼却炉の統合について、問いをしたところ、只見町長からは消極的な意見が出されて、あの、十分審議が必要だというようなお話をされたことを私は覚えております。その上で、今回撤去ということになっていますが、その中身を十分ちょっとあの、把握したいんで、その一般質問をさせていただきます。

まず、その老朽化してる西部クリーンセンター焼却炉の炉の現状についてであります。現在2つの焼却炉がありますが、その老朽化の状況はどうなってるかということです。

あともう1つ、国が定めてる排煙規制に適合してるかどうか、これは2つとも適合してるかどうかということなんです。

それで、3つ目ですが、あの、すみません。これはタイムラグというか、一般質問を提出する時間、日にちと、この予算書の中身を十分吟味する時間がずれてしまったので、この非常用電源ということの質問をしましたが、これは撤去させて、却下させていただきます。撤去するんであれば、その必要はありませんので、はい。

続いて、大きな丸2番です。今後、西部地域のごみ収集運搬を考慮した上で、この西部のクリーンセンター焼却所の今後の在り方ですね。これがどういう風になるのかお尋ねしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

管理者、渡部勇夫君。

○渡部 勇夫管理者 それでは1番、馬場浩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、老朽化している西部クリーンセンター焼却所の焼却炉の現状についてに関する1点目、現在2つの焼却炉があるが、老朽化の状況は。2点目、国が定める排煙規制に適合しているのか。3点目の非常用電源の関係は取り下げのご発言がございましたので、これについては、お答えを差し控えたいと思います。で、それぞれ関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の現在2つの焼却炉があるが、老朽化の状況についてのお質してございますが、当組合では2か所のごみ処理施設が稼働しておりますが、東部クリーンセンターは、平成4年4月から稼働し、30年経過しております。来年度予算で、修繕費9,557万8,000円を計上し修繕工事を進めているところであります。

また、西部クリーンセンターは平成7年4月から稼働し、27年経過しておりますが、同じく、来年度予算で修繕費6,493万円を計上し修繕工事を進めているところでありますが、今年度、2号炉の電気集じん器、槌打装置が劣化により修繕が必要なため追加工事を行いました。

両施設とも、毎年定期修繕を行い、補修及び設備の保守点検を適時、適切に行って参りたいと考えております。

次に2点目、国が定める排煙規制に適合しているのかとのお質しでございますが、排ガス中のダイオキシン類の測定結果は、1号炉で7.0ナノグラム、2号炉では8.1ナノグラムであり、基準値の10ナノグラムを下回っております。ばい煙類の数値は、1号炉で0.087グラムパー立米、2号炉では0.22グラムパー立米で基準値の0.25グラムパー立米を下回っております。

次に、2、今後、西部地域のごみ収集運搬を考慮した上で、西部クリーンセンター焼却炉の今後の在り方はどの様になるのかとのお質しですが、令和2年度の西部クリーンセンターへの燃えるごみの搬入量は、南会津町西部地区で1,530トン、只見地区で1,280トンでございました。

今後、人口減少で組合全体のごみの搬入量が少なくなることから、令和3年8月の定例会で事務局が答弁いたしましたとおり、大規模な修繕が2億円以上かかる場合は1炉、1つの炉を止めて、南会津町西部地区の一般収集分を東部クリーンセンターへ搬入、焼却をと考えております。

なお、構成町と協議を行いながら、南会津町西部地区、只見町地区の住民の方は今までどおり西部クリーンセンターへ搬入していただき、生活に支障がないようにと考えております。

以上、お答えいたしました但具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 再質問はありますか。

1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 あの、焼却炉の2つの炉は今のところ国の排煙基準に適合してるといふ今の管理者からの答弁だったと私今、受け止めます。

私の把握というか、ちょっと情報収集したところでは1号機がもう完全に国の規制に持たないと、ダメだと、そうするとその排煙の装置を付けるのに2,000万以上かかるというようなお話もお聞きしました。当然、1号機はこっち使えなくなって、2号機だけ片肺操業しなくちゃなんないというようなお話も、実は聞きました。これは去年の施設の、あの、見学しましたよね。その時にもそういうお話小耳にはさみました。そうするとですね、南会津の西部地区のあ

れが、うんと、1,530トン、あれ、1万5,030トンか、1,530トンですよ。そうすると、いまのところ1炉の、1つの炉だけでも、これ1日の焼却量としては間に合うんじゃないですか。撤去はいいですけども、具体的にいつからそれが始まるのか。当面はこの1つの今もある炉でやっていくと、いつまでやってくのかというか、そういう具体的なその実施工程表がないですよ。ただ、撤去します。ちょっとそれではあまりにも乱暴すぎるんじゃないでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

○阿久津 正治事務局長 1番議員さんにお答えいたします。

ええと、撤去と言いますのは、古い焼却炉。今現在1号炉2号炉焼却してます。で、古い、以前に昭和49年の10月に作ったものが、それを撤去するっていうことで、なんです。それが7,600万ほど今年の計上を、先ほどの答弁だと思うんですが、その通りよろしいですか。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 すみません、そうすると、全然質問の私の内容が変わってくるんですけども、私は現在、こないだの、前回の定例会の分も含めて、あの統合に向けた、これは一歩だと私は思いました。もし、これが旧焼却炉と書いてあるんだったら分かりますよ。ごみ焼却炉撤去となると、現状の焼却炉の撤去という風に思ってしまうじゃないですか。これは旧焼却炉ということなんですか。はい、とりあえずお願いします。

○佐藤 盛雄議長 阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 ええと、先ほど言ってる1の、今現在の炉の部分と言ってるんですか。1番議員さん。それでよろしいですか。

で、昨年もしやいました通り、1号炉が槌打装置へたっておりまして、1,000万円をかけて修繕いたしました。で、2号炉で、今2号炉1号炉というのがありまして、2号炉だけで燃やすっつうことでよろしいですか。今後燃やすっつう形で、を進めるっつうことでよろしいでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 はい。ということは、1つの炉だけで燃やすということの説明、理解でいいですよ。そうすると、炉のメンテナンスっつうのは必要だと思うんです。ちなみにその炉のメンテナンスというのは期間どれくらい炉を停止しなければなりませんか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。阿久津事務局長。

○阿久津 正治事務局長 1番議員さんの再質問にお答えいたします。

1号炉、2号炉ありましてほぼ3か月程度。1号炉で3か月、で、2号炉でも3か月程度で

一応3,000万、3,000万くらいで一応修繕はしてるのが現状でございます。で、先ほど言われました1号炉あの、先ほど言いましたEP、電気集じん器なんですが、へたっております。で、あの今回追加工事で1,000万円ほど掛けて槌打工事を行ったのが現状でございますのでよろしくをお願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 そうしますと、その3か月間、1号炉で、あ、1つの炉で、が3か月間燃やさなければならなくてそのメンテナンスに3か月間掛かってる。そういった場合にあのごみを集めて、この東部のクリーンセンターに持ってくるという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 今現在、焼却してるんですが、時期を見て、4月から5月が一番ごみの量多いものですから、一番少ない時期を見てまあ8月とか、あと2月に修繕をやっておりますので、今現在2炉で今年度も燃やす計画でございます。もし、前回私あの答えたと思うんですが、大きい工事あったら、今管理者言った通り、本当に2億円以上1炉、1炉に2億円以上掛かりましたら私は止める覚悟しております。ただし、一般の方には一切ご迷惑掛けないようには、対応いたしますので、その辺よろしくをお願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場浩議員 すみません、あの、ちょっと私の思考が悪いのか理解不足なんですけれども、理解が出来ないんですけども、メンテナンスが3か月掛かると、その間はそこでごみ燃やせませんよね。そうした場合に東部に持ってくるという、そこだけ答えてください。持ってくるんですよ。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 ええと、3か月間つつうのはまるっきり3か月止めるわけじゃないです。工期が3か月。本当に止めるやつだったら焼却は2週間か3週間でございますので、その間は一切あの、1炉で西部で燃やしているのが現状でございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 すみません、議論がかみ合わなくて申し訳ありませんが、私はその炉のやつが1炉しか1つの炉でしか燃やせない。そこにメンテナンスが、まあ1週間でも2週間でもいいですよ。掛かる、ということでしたよね。今、その場合に燃やせなかったらここに持ってくるんですかと聞いてるんです。そこだけ答えてください。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 こちらに持ってこれません。こないです。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 ということは、そこにストックしておくということですか。もう、不衛生な状態で。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 ストックヤード、ストックヤードじゃなくて、今ごみピットありますよね。ここにもありますけど、西部のごみピット、ごみを入れるごみピットありますよね。あれは最低1週間以上は、その溜める能力があります。それで、先ほど私何回も答えたんですが、その、1か月止めることはないです。ただ工期やってる間に修繕やってる2、3週間の間は1号炉で燃やせば、それだけの能力はありますんで、こちらに持ってこないです。ので再度確認お願いしたいんですが。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 大変、申し訳ありません。あの、撤去するんですよね。1つの炉を、上げたんじゃないですか。撤去するのにメンテナンス入ったらその撤去したので燃やすって、よく分かんないんだけど。

○阿久津 正治事務局長 撤去撤去って言うんですが、撤去は、私も勘違いしてつかも知んにけど、2つがあって、撤去するつつうのは、今回は昔からある最初からある施設を撤去なんですよ。1号炉を撤去するつつうことはないです。1号炉2号炉あんですが、1号炉撤去はないです。今使ってるやつを撤去するんですか。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 すみません。だから私は使っていない旧の焼却炉を撤去するんですねつつたら違いますってあなた、事務局長言ったじゃないですか。どうも一貫してませんよ。言ってることが。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

○阿久津 正治事務局長 7ページの、私勘違いしてるかもしれませんが、あの来年度の当初予算の7ページの西部旧焼却炉撤去、これでいいですか。

○佐藤 盛雄議長 それじゃ管理者、渡部勇夫君。

○渡部 勇夫管理者 じゃ、すみません。あの、答弁至らなくて申し訳ございません。ここでいう撤去というのは、さっき事務局長言いました昭和49年の古い、入ってくと右側坂になっ

てる、古いところを使ってないんでそこを撤去するという意味でありまして、多分、今ある1号炉2号炉とはまた別の話です。その辺の説明が至らなくて申し訳ありませんでしたが、ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 すみません。旧ですよ。使ってない。私が確認した時、旧って言いましたよね。事務局長違うっていう風に言ったんですけど、で、それでいいです。旧の焼却炉撤去ということで、理解いたします。で、そうすると、この1号炉今現在使ってる1号炉ですね。その状況というのは、国の排煙規制に十分対応してるということで大丈夫なんですね。理解。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 先ほど管理者言った通り基準はクリアしております。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 これで最後にいたします。で、これから維持管理費、例えばその排煙クリアとか装置、いろんなやっていくのに、まあ、ごみの人口減少による減り方もあると思います。その中で、あの、メンテナンスとしてこれから大体、おおまかでいいです。どれくらいの維持管理費、ランニングコストが掛かるかということを知りましたら教えてください。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 整備計画私どもで作っております、それに基づいて、年間4,5,000万くらいずつ掛けて、西部クリーンセンターの方は行っております。で、一応あの5年間、5年間の整備計画を立ててメンテナンスを行っております。それで、1号炉2号炉と先ほど言われてますが、1号炉で大体2,500万とか2号炉で2,500万で、計大体、まあ5,000万くらいのメンテナンス費用をかけて行っております。主にやっぱり、その電気集じん機とあと、炉ですかね。炉のガス冷却室などが1番ボリューム的に多く掛けられてるのが現状でございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 すみません。最後と言いましたが、今のこのトータルで5,000万。これ確認いたします。年間5,000万ということでもいいですか。

そうですね。書いてないんじゃないですか。

○佐藤 盛雄議長 管理者、渡部勇夫君。

○渡部 勇夫管理者 今ほど、馬場議員から非常にあの、大事なご質問をいただいたという風

に受け止めております。これは本当に今後の炉を適切に管理して、そして維持管理していくということは当然、必要なことでありますが、昨今の様々な物価の変動であったり、技術の進展であったり、SDGsで求められる様々な問題ありますので、やはり、ここで今事務局のある資料のみで数字を申し述べて、それがその後、いろいろ審議にご迷惑をお掛けしてはいけないと思いますので、その辺はなお、時期を得て適時適切にそういった維持管理費につきましてご説明の機会を今後いただきたいと思いますので、本日は何卒ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 1番、馬場浩君。

○1番 馬場 浩議員 丁寧な答弁ありがとうございます。ぜひ、前回も言いましたが、やはりこの西部クリーンセンターと東部クリーンセンターと、この、これからのごみの減量とか状況も踏まえた中で、前回も言いましたが、やはりこれは避けて通れない道だと思います。それを今後十分このランニングコストも含めた中でどうするべきかということをご協議していただきたいと思います。

以上で終わります。

○佐藤 盛雄議長 以上を持ちまして、通告されております一般質問は、失礼しました。以上で、1番、馬場浩君の一般質問を終わります。

以上を持ちまして、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎議案第1号 令和4年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

○佐藤 盛雄議長 日程第5、議案第1号、令和4年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

4番、五十嵐芳道君。

○4番 五十嵐 芳道議員 9ページの諸収入、雑入、諸収入のところですけども、70万のマイナスということで、これ、大きなところは有価物財産売却収入が減る見込みだということによろしいでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 五十嵐議員さんにお答えいたします。

はい、その通りでございます。はい。

○佐藤 盛雄議長 4番、五十嵐芳道君。

○4番 五十嵐 芳道議員 まあ、人口減少しているのです、だんだんその、資源、有価資源の回収が減ってるということで今後の、今までの流れと今後の見通しはどんな感じなんでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 有価物の関係なんです、売払い単価が下がってるのが現状でございます。鉄、アルミ、PET、古紙類を有価物出してるんですが、それが下がっております。あと、この中で、雑入の中でリサイクル協会さんの有償入札拠出金なんです、これペットボトルの関係で、ペットボトルがあつた、リサイクル協会さんに出してるんですが、単価が下がってるのが現状でございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

3番、矢沢明伸君。

○3番 矢沢 明伸議員 歳入と歳出の関連で質問させていただきます。歳入の組合負担金、各南会津町、下郷、只見町の議会総務の負担金が大分今回アップになっております。その要因としては、総務費の先ほど説明ありました東部衛生センターの管理棟解体工事とか西部クリーンセンターの旧焼却炉解体工事が大きな要因かと思うんですが。

あとそれから、各斎場費、し尿処理費とか各施設の方の修繕費の中に緊急対策用修繕費というのが計上されておりますが、まあ、30万とか100万とか、ちょっと多いところもあるんですが、日々稼働しなきゃならない施設ですのでこの緊急対策用修繕費、この額で十分足りるのかこの2点についてお伺いします。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 3番議員さんにお答えいたします。

歳入なんです、先ほど言いました西部クリーンセンターと、旧焼却炉解体とあと東部衛生センターの解体との増でございます。あとあの、その他、火葬、し尿、ごみとあるんですが、それは令和2年度の実態調査から持ってきてる数字を反映しておりますのでご理解願いたいと思います。

あと、緊急修繕なんです、一応、突発的に修繕が、壊れた時に、一応その対応を、まあ仮にバーナー壊れましたっていう時に緊急修繕費でそれを直してるのが現状でございます。その

中で一応やりくりやっていますのでご理解願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤 盛雄議長 3番、矢沢明伸君。

○3番 矢沢 明伸議員 先ほどの一般質問にありましたように、各施設の点検修繕費が大分ウェイト占めております。それによつての各負担金も上下、大分影響されると思うんですが、あとあの、組合の方の議会も定期の議会ですので、大きな予算が必要になつた場合の議会ちゅうのはなかなか、タイミングよく開催できるっていうのがありませんので緊急対策用の修繕費はもっと増額あつてもいいのかなという風に感じましたので。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 あの総務の方でも緊急対策費あるんですが、ちょっとした、窓ガラス壊れたとかそういう形で一応あの修繕費とつてるだけでございますので、十分な金額でやっておりますのでご理解願いたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」というものあり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よつて本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○佐藤 盛雄議長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

令和4年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員